

滋賀県議会業務継続計画

令和6年3月

目次

1	計画改定の目的	1
2	対象とする災害について	1
3	県内において甚大な被害が想定される地震について	2
4	地震発生時の行動および議会活動について	3
5	安否確認および連絡手段について	8
6	議会関係の室・設備の安全性確認、県内被害状況等の情報収集 について	10
7	臨時会議等の開催について	11
(参考)		
	本会議、委員会の定足数	12
	「4 地震発生時の行動および議会活動について」 フロー図	13

1 計画改定の目的

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、宮城県内で震度 7、福島県、茨城県、栃木県の各県内において震度 6 強の揺れを観測するとともに、太平洋沿岸では津波により未曾有の被害が発生した。
- 多くの議会では、2 月定例会の会期中であり、提出された議案の審議や議決など、議会の活動を継続する必要がある中で、議員の安否の確認や、議場が使用できなくなった議会においては代替場所の確保などに課題が生じた。
- 本県においても、甚大な被害が想定される地震が発生する可能性が指摘されていることから、平成 28 年 2 月に、地震発生時の様々な事態に対応して本会議や委員会を円滑に開催し、二元代表制の一翼を担う議会の機能を果たしていくため、「滋賀県議会業務継続計画」（以下「計画」という。）を策定した。
- 計画策定後、平成 28 年 4 月に平成 28 年熊本地震、平成 30 年 9 月に平成 30 年北海道胆振東部地震が発生し、甚大な被害をもたらした。これらの地震に対する議会の対応等を参考に、今後の甚大な被害が想定される地震に備えて、計画が一層有効に機能するよう改定した。
- 今般、安否確認の手段として活用を想定していた「安否確認システム」が令和 6 年 2 月をもって廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 対象とする災害について

- 本計画は、事前の予測が困難で、県内の広い範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震を対象とする。

3 県内において甚大な被害が想定される地震について

- 滋賀県においても、内陸活断層や南海トラフ沖を震源とする地震が発生した場合には、表に記載のとおり震度6強から7の揺れとなる可能性がある。

内陸活断層地震	市町区域内の想定最大震度および破壊開始点		震度6強以上の区域を想定した市町 (震度6強以上の区域内居住人口の多い順)
琵琶湖西岸断層帯	7	(case1)	大津市、草津市、守山市、栗東市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市
	7	(case2)	大津市、草津市、栗東市、守山市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市
花折断層帯	7	(case2)	大津市、栗東市、守山市、野洲市
	7	(case3)	大津市、草津市、野洲市
木津川断層帯	7	(case1, 3)	甲賀市、湖南市
鈴鹿西縁断層帯	7	(case1)	彦根市、米原市、東近江市、多賀町、甲良町、豊郷町、甲賀市、愛荘町、日野町、長浜市
	7	(case2)	彦根市、東近江市、米原市、愛荘町、多賀町、甲良町、日野町、豊郷町、甲賀市、長浜市
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7	(case1)	長浜市、米原市
	7	(case2)	長浜市、彦根市、米原市、高島市
南海トラフ巨大地震	6強	(陸側ケース)	近江八幡市、野洲市、大津市、彦根市、草津市、甲賀市、米原市、竜王町、東近江市、日野町、湖南市、守山市

想定震源断層(帯)破壊開始点(震源)の位置

(破壊開始点は、断層帯ごと想定される数ケースの内、震度の大きい2ケースを記載)

① 琵琶湖西岸断層帯

case1: 北部からの断層破壊を仮定 case2: 南部からの断層破壊を仮定

② 花折断層帯

case2: 中部南側からの断層破壊を仮定 case3: 南部からの断層破壊を仮定

③ 木津川断層帯

case1: 東側からの断層破壊を仮定 case3: 西側からの断層破壊を仮定

④ 鈴鹿西縁断層帯

case1: 南側からの断層破壊を仮定 case2: 北側からの断層破壊を仮定

⑤ 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯

case1: 中部北側からの断層破壊を仮定 case2: 南部南側からの断層破壊を仮定

(滋賀県地震被害想定(概要版)平成26年3月より抜粋)

4 地震発生時の行動および議会活動について

○ 地震発生時の行動および議会活動について以下の状況に応じて対応する。

		A 定例会議等開催期間中	B 定例会議等開催期間外
本会議 会議中		A-(1)	—
休会中または閉会中	委員会 開催中	A-(2)	B-(4)
	委員会 開催時 以外	A-(3)	B-(5)

A 定例会議、臨時会議開催期間中

(1) 本会議会議中

○ 本会議会議中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

① 地震の揺れを感知した場合、議長の判断で暫時休憩を宣告する。

※ 最大震度5弱以上の揺れの地震が発生することが予想される場合、議場を含む庁舎内には「緊急地震速報」が流れることとなっているため、速報が流れた場合は、議長は直ちに暫時休憩を宣告する。

② 議員、説明員および補助員は、自身の安全の確保を図る。議会事務局職員は、自身の安全とともに傍聴者等の安全の確保を図る。

③ 議会事務局職員が知事部局と連携の上、建物の安全確認を行い、ア、イの状況に応じた対応を行う。

ア 議場（県庁本館）が安全と判断される場合

(A) 議員は各会派控室で、説明員等は各部局で待機し、議会事務局職員は震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集する。

(B) 議会運営委員会を開催し、震度等の情報を基に、本会議の再開もしくは延会、休会、会期延長の対応を判断する。

- (a) 議会運営委員会で本会議の再開を判断された場合は、本会議を再開する。
- (b) 議会運営委員会で延会、休会、会期延長を判断された場合は、本会議において必要な手続を行う。

イ 議場（県庁本館）が安全でないと判断される場合

- (A) 議場から直ちに避難し、県庁本館正面玄関前に集合し、安否確認を行う。
- (B) 議会事務局職員は震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集する。
- (C) 避難場所において議会運営委員会を開催し、震度等の情報を基に、延会、休会、会期延長の対応を判断する。
- (D) 避難場所において本会議を再開し、必要な手続を行う。

【議会日程に関して】

- (E) 被害状況が概ね判明した後、日程に示されている本会議等の開催が困難な場合は、議会運営委員会において対応を協議し必要な手続を行う。会期延長が必要な場合は、本会議を開催し必要な手続を行う。

(2) 定例会議等開催期間の委員会開催中

- 定例会議等開催期間の委員会開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。
 - ① 地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で暫時休憩を宣告する。
 - ※ 最大震度5弱以上の揺れの地震が発生することが予想される場合、庁舎内には「緊急地震速報」が流れることとなっているため、速報が流れた場合は、委員長は直ちに暫時休憩を宣告する。
 - ② 委員、説明員および補助員は自身の安全の確保を図る。議会事務局職員は自身の安全とともに傍聴者等の安全の確保を図る。
 - ③ 議会事務局職員が知事部局と連携の上、建物の安全確認を行い、ア、イの状況に応じて対応を行う。
なお、県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、在庁していない議員は事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。

ア 県庁本館が安全と判断される場合

- (A) 委員および説明員等は委員会室で待機し、議会事務局職員は震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集し、委員長、副委員長に報告する。
- (B) 委員長、副委員長は、震度等の情報や他の委員会の開会状況を基に、委員会の再開もしくは閉会の判断をする。

イ 県庁本館が安全でないと判断される場合

- (A) 委員会室から直ちに避難し、県庁本館正面玄関前に集合の上、安否確認を行う。
- (B) 議会事務局職員は、震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集し、委員長、副委員長に報告を行い、委員長は、避難場所において副委員長と協議し、委員会閉会の宣告を行う。

【議会日程に関して】

- (C) 被害状況が概ね判明した後、議長は、日程に示されている本会議等の開催の可否について、被害の状況や議員の安否状況等を勘案し、知事部局と調整の上、判断する。
- (D) 日程に示されている本会議等の開催が困難な場合は、議会運営委員会において対応を協議し必要な手続きをとる。会期延長が必要な場合は、本会議を開催し必要な手続きをとる。

(3) 定例会議等開催期間の休会中（委員会開催時以外）

- 委員会開催時以外の休会中に県内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。
- ① 在庁中の議員および議会事務局職員は、自身の安全の確保を図り、県庁舎が安全でない時は、庁舎外へ速やかに避難する。県庁本館正面玄関前で集合し、議会事務局職員が議員の安否確認を行う。
- ② 在庁していない議員は事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。
- ③ 議会事務局職員は、職員の勤務時間外に地震が発生した場合、「議会事務局業務継続計画」に基づき登庁し、議員の安否確認を行うとともに、必要な業務を実施する。

【議会日程に関して】

- ④ 被害状況が概ね判明した後、議長は、日程に示されている本会議等の開催の可否について、被害の状況や議員の安否状況等を勘案し、知事部局と調整の上、判断する。
- ⑤ 日程に示されている本会議等の開催が困難な場合は、議会運営委員会において対応を協議し必要な手続きをとる。会期延長が必要な場合は、本会議を開催し必要な手続きをとる。

B 定例会議等開催期間外

(4) 定例会議等開催期間外の委員会開催中

- 定例会議等開催期間外の委員会開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。
 - ① 地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で暫時休憩を宣告する。
 - ※ 最大震度5弱以上の揺れの地震が発生することが予想される場合、庁舎内には「緊急地震速報」が流れることとなっているため、速報が流れた場合は、委員長は直ちに暫時休憩を宣告する。
 - ② 委員、説明員および補助員は自身の安全の確保を図る。議会事務局職員は自身の安全とともに傍聴者等の安全の確保を図る。
 - ③ 議会事務局職員が知事部局と連携の上、建物の安全性を確認し、ア、イの状況に応じて対応を行う。

なお、県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、在庁していない議員は事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。

ア 県庁本館が安全と判断される場合

- (A) 委員および説明員等は委員会室で待機し、議会事務局職員は震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集し、委員長、副委員長に報告する。
- (B) 委員長、副委員長は、震度等の情報を基に、委員会の再開もしくは閉会の対応を判断する。

イ 県庁本館が安全でないと判断される場合

- (A) 委員会室から直ちに避難し、県庁本館正面玄関前に集合の上、安否確認を行う。

(B) 議会事務局職員は、震度、地震の震源・規模、余震の有無等の情報を防災危機管理局から収集し、各委員長、副委員長に報告を行い、委員長は、避難場所において副委員長と協議の上、終了の宣告を行う。

(5) 定例会議等開催期間外の休会中または閉会中（委員会開催時以外）

- 委員会開催時以外の休会中または閉会中に県内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。
 - ① 在庁中の議員および議会事務局職員は、自身の安全の確保を図り、県庁舎が安全でない時は、庁舎外へ速やかに避難する。県庁本館正面玄関前で集合し、議会事務局職員が議員の安否確認を行う。
 - ② 在庁していない議員は事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。
 - ③ 議会事務局職員は、職員の勤務時間外に地震が発生した場合、「議会事務局業務継続計画」に基づき登庁し、議員の安否確認を行うとともに、必要な業務を実施する。

5 安否確認および連絡手段について

(1) 震度5弱以上の地震発生時の安否確認について

- 県内において、震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合、議員の所在（在庁、退庁）や発生時間帯に応じて、下記の方法により安否の状況を確認する。
- 確認する内容は、「安否の状況」のみとする。
- 議員は、「携帯電話番号」、「携帯メールアドレス」等の非常連絡手段を議会事務局に対して届け出るものとする。

① 議員在庁時		地震の揺れが収まり、県庁舎が安全と判断された段階で議会事務局職員が議員の安否確認を行う。 県庁舎が安全でない場合は、速やかに避難し、県庁正面玄関に集合の上、議会事務局職員が議員の安否確認を行う。
② 議員退庁時	職員勤務時間内 (8:30~17:15)	事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。
	職員勤務時間外	事務局職員の登庁後、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。 (職員の登庁が少ない状況が想定されるため、可能であれば、議員から、FAX、メール等により連絡するものとする。)

(2) 地震発生から一定期間が経過し、電話回線等が平常に戻った後の連絡手段について

- 地震発生から一定期間が経過し、電話回線等が平常に戻った後の、議会事務局からの議員への連絡手段は、原則各議員の携帯電話および携帯メールとする。
- 議員の携帯電話、携帯メールが使用不可能の場合は、議員は、議会事務局に対して自宅等の固定電話、メール、FAX等の連絡手段を伝え、連絡手段の確保に努める

ものとする。

また、可能な限り会派内や議員間での情報共有に努めるものとする。

- 議会事務局は、「議員の所在場所」、「被災後の連絡手段」、「参集（登庁）の可否」の把握に努めるものとする。

【議会事務局の連絡先】

F A X	0 7 7 - 5 2 8 - 4 9 4 0
電子メール	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
T E L	0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 8 0（総務課）
	0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 0（議事課）
	0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 4（政策調査課）

6 議会関係の室・設備の安全確認、県内被害状況等の情報収集について

(1) 議会関係の室・設備の安全確認について

- 議会事務局職員は、余震等が終息し安全を確認した上で、知事部局と連携して、県庁本館内の議会関係の室・設備の被害状況を目視等により確認する。
- 危険と判断される場所について立ち入りを制限するとともに、破損した設備について修繕や代替品の確保に努める。

(2) 県内被害状況等の情報収集について

- 議会事務局職員は、発災当日以後の議会の活動（各会派代表者会議、議会運営委員会、本会議等の開催）について検討、判断するため、災害対策本部にオブザーバーとして参加し、震度や被害の状況、通信、交通インフラ等の状況に関する情報を収集する。

7 臨時会議（定例会議）の開催について

(1) 各会派代表者会議の開催について

- 議長は、必要に応じて各会派代表者会議を招集する。各会派代表者会議では、収集した被害情報や知事部局等の対応の可否、参集可能な議員の人数、議会関係室・設備の状況等を基に、臨時会議（定例会議）の開催について協議する。
- 災害復旧や復興に向けた特別委員会の設置が必要な場合は、各会派代表者会議で協議する。
- 開催場所は、被災状況に応じて使用可能な会議室で行う。

(2) 議会運営委員会の開催について

- 各会派代表者会議で示された方針や知事からの要請等を基に、議会運営委員会で臨時会議等の開催を協議し、決定する。
- 各会派代表者会議において、災害復旧や復興に向けた特別委員会の設置の方針が示された場合は、議会運営委員会で協議し、決定する。
- 開催場所は、被災状況に応じて使用可能な会議室で行う。

(3) 本会議等の開催について

① 議場が使用不能になった場合の代替場所の確保について

- 県庁舎や近隣施設の被災状況に応じて、議場の代替場所を決定する。
本会議を開催する場合に当たっては、審議環境や傍聴席の設置などを考慮し代替場所を確保する。

（想定場所）

新館7階大会議室、東館7階大会議室、議員室、危機管理センター無線用更新仮設室、
大津合同庁舎会議室、近隣団体会議室、ホテル等会議室

② 本会議出席者、記者、傍聴者等の配置について

- 議員のほか、本会議に出席する執行部（災害対応を最優先させるため、必要最小限の人数にする。）を決定するとともに、記者席の確保や傍聴席設置の有無等、会議室スペースに応じた配置を決定する。

③ 備品等の調達について

- 設備が整っていない会議室で本会議を開催するための必要最低限の備品を調達する。
 - ・ 本会議規模による机、椅子の数の確認、演台の確保
 - ・ マイク、スピーカー、会議録作成のための録音設備の確保
 - ・ 映像録画設備使用の確認（使用する場合、機材の確保）

④ 常任委員会、特別委員会の開催について

- 常任委員会、特別委員会に議案を付託する場合は、委員会開催場所や記者席の確保、傍聴席設置等を検討する。

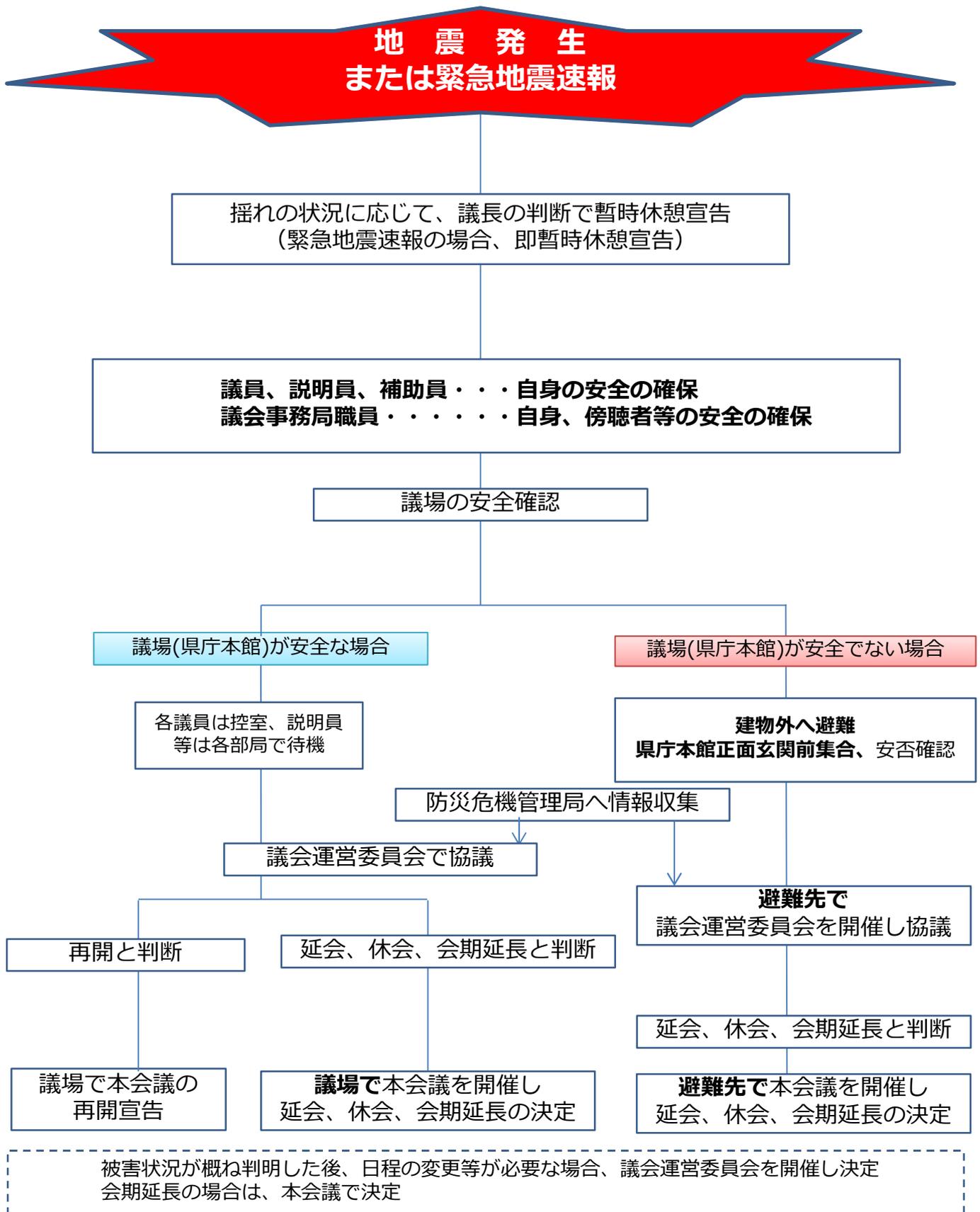
(参考)

<本会議、委員会の定足数>

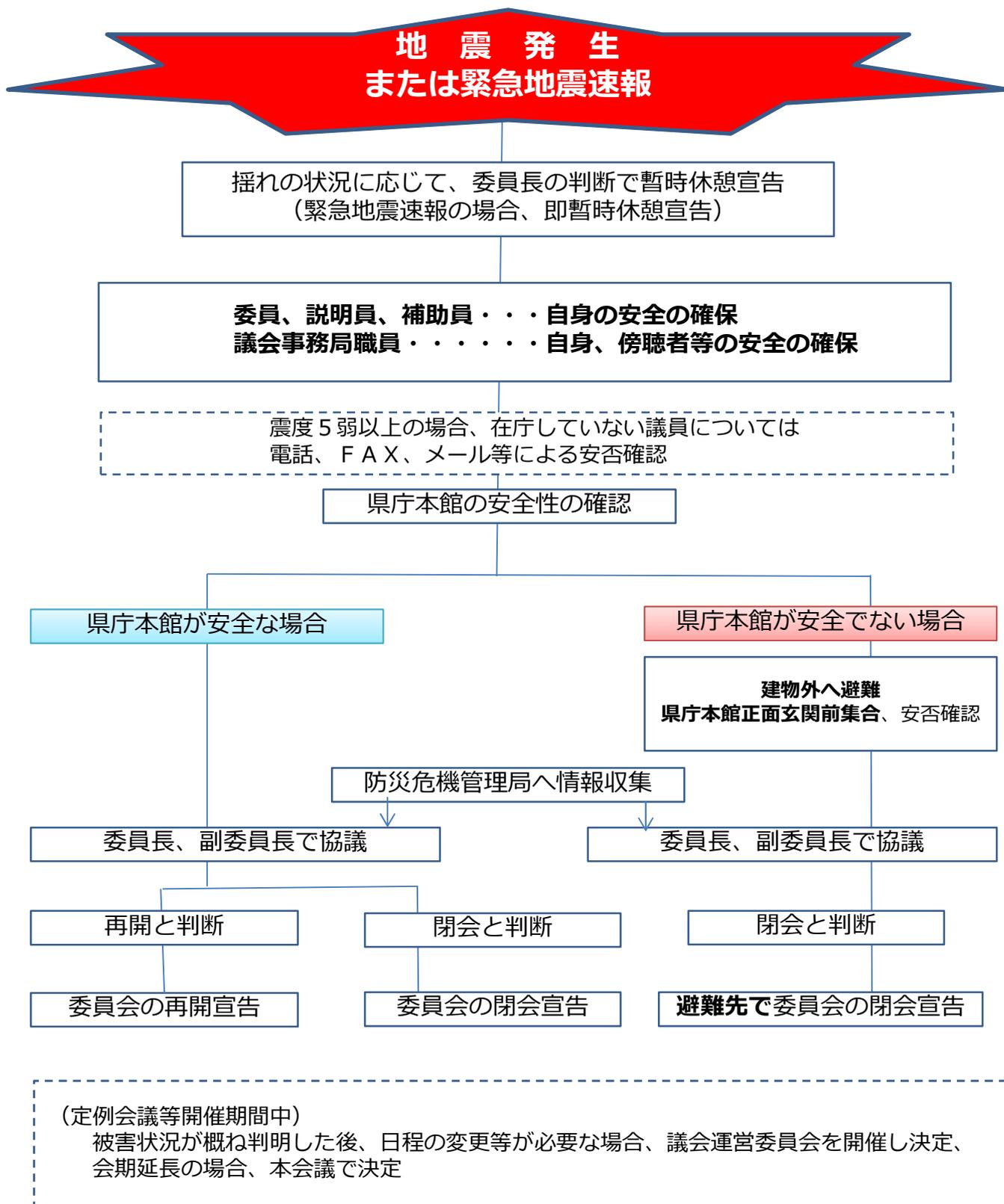
	定足数	根拠法令等
本会議	議員の定数の半数以上	地方自治法第 113 条
委員会	委員の定数の半数以上	滋賀県議会委員会条例第 13 条

(参考)「4 地震発生時の行動および議会活動について」 フロー図

4-A-(1)定例会議等開催期間中の本会議会議中



4-A-(2)定例会議等開催期間中の委員会開催中
4-B-(4)定例会議等開催期間外の委員会開催中



4-A-(3)定例会議等開催期間中の休会中（委員会開催時以外）

4-B-(5)定例会議等開催期間外の休会中または閉会中（委員会開催時以外）

